

地 発 1002 第 1 号
基 発 1002 第 1 号
職 発 1002 第 1 号
能 発 1002 第 1 号
雇 児 発 1002 第 1 号
平成 27 年 10 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省

大臣官房地方課長
労働基準局長
職業安定局長
能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進について

正規雇用労働者数が8か月連続で増加し、不本意ながら非正規の職に就いている者が減少傾向にあるなど、雇用情勢については着実な改善が見られる。少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環を更に進めていくためには、雇用情勢が着実に改善しているこのタイミングを捉え、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが重要である。

平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」においても、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれた。

厚生労働省としては、9月25日に厚生労働大臣を本部長として、第1回「正社員転換・待遇改善実現本部」（以下「本省本部」という。）を開催し、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善対策の実施に向けた経済界への要請、「正社

員転換・待遇改善キャンペーン」及び「不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン」の実施並びに「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」の策定を内容とする「正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を取りまとめ、今後、省を挙げて緊急対策に取り組んでいくこととしたところである。

こうしたことを踏まえ、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、都道府県労働局（以下「労働局」という。）においても、「都道府県正社員転換・待遇改善実現本部」（以下「都道府県本部」という。）の設置等を行うこととするので、下記により本対策を的確に推進されたい。

記

1 趣旨目的

非正規雇用労働者の増加については、様々な要因が考えられるものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティーネットが不十分等の課題がある。

こうした中、正社員を希望する非正規雇用労働者については、正社員への道が開かれるようにしていくとともに、柔軟な働き方として非正規雇用を選ばれる者については、その待遇の改善を強力に推進していくことが重要である。

これらを実現するためには、雇用の質を向上させ生産性を上げることが経済成長には不可欠であるという認識が幅広く共有されることが必要である。

このため、労働局においても、地域の実情に応じて、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進すること。

2 都道府県本部の設置

(1) 趣旨目的

地域における非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、各労働局に、労働局長を本部長とし、総務部長、労働基準部長、職業安定部長及び雇用均等室長を副本部長とする都道府県本部を設置すること。

都道府県本部は、可能な限り10月中に設置し、3から5までに掲げる取組に関する方針を決定の上、速やかに実施すること。

なお、都道府県本部の設置については、定例会見を始め、様々な機会を通じて報道機関等に周知し、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた気運の醸成にも配慮すること。

(2) 都道府県本部の立上げ方

都道府県本部の立上げ方としては、新たに別に都道府県本部を立ち上げることに加え、例えば、既設の「働き方改革推進本部」（平成26年12月22日付け基発1222第1号『「働き方改革」の推進について』の「働き方改革推進本部」をいう。）を活用することも考えられること。

(3) 都道府県本部の構成員

都道府県本部の構成員としては、(1)に掲げるものに加え、例えば、都道府県の代表者、使用者団体、労働組合の代表者等を構成員とすることも考えられること。

(4) 労働局内の連携

都道府県本部の開催、3から5までに掲げる取組の実施等に当たっては、労働局の総務部、労働基準部、職業安定部及び雇用均等室が適切な役割分担と密接な連携の下、対応すること。

3 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施

(1) 趣旨目的

本省本部は、今般、緊急対策の取組の一つとして、10月から12月までの「正社員転換・待遇改善キャンペーン」を実施することを決定した（詳細は別紙）。

本キャンペーンにおいては、第189回通常国会で成立した、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に資する法律（改正労働者派遣法、若者雇用促進法及び女性活躍推進法）の円滑な施行のための周知啓発の徹底、労働契約法の無期転換ルールの周知啓発の徹底等（以下「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に資する法律の周知啓発の徹底等」という。）が図られることが重要である。また、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組は、地域の関係者においてその必要性等が理解され、地域の経済界として積極的に取り組んでいく気運の醸成が図られることも重要である。

特に、雇用情勢が改善する中で良質な人材を確保するためには、非正規雇用に頼るのではなく、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を行った上で育成し、活用していく発想を事業主に持ってもらうことが重要である。

このため、第189回通常国会で成立した非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に資する法律の周知啓発の徹底等や、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を促す働きかけを行うキャンペーンを、労働局長、公共職業安定所長等の幹部職員が、地域の経営者団体等に対して実施すること。

(2) キャンペーンの方法等

- ア キャンペーンの実施に当たっては、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を行い、雇用の質を向上させ生産性を上げることが、経済成長には不可欠であるという共通認識を、地域の経済界全体で持ってもらうように働きかけること。
- イ 労働局において、地域の実情に留意しつつ、全産業分野を傘下とする地域レベルの事業主団体又は非正規労働者の多い分野において発言力のある主要事業所等を選定し、労働局長、職業安定部長等の幹部職員が当該団体・事業所を訪問するとともに、公共職業安定所長等の幹部職員が公共職業安定所において行うこと。
- ウ 具体的には、①第189回通常国会で成立した非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善に資する法律の周知啓発の徹底等、②非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の周知啓発、③これらにつながる助成金（キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金等）の活用促進等を働きかけること。
- エ また、キャンペーンの実施に当たっては、労働局において、総務部、労働基準部、職業安定部及び雇用均等室が適切な役割分担と密接な連携の下、対応すること。例えば、労働契約法の無期転換ルールやその特例の周知啓発の徹底については労働基準部長が、改正労働者派遣法、若者雇用促進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底については職業安定部長が、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底、パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保、男女雇用機会均等法等に基づくセクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いの防止、育児・介護休業法に基づく育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止等の周知・徹底については雇用均等室長が、それぞれ主体的に取り組みつつ、適宜必要に応じて相互に連携を図りつつ地域の経営者団体等に対して実施することが考えられること。

(3) キャンペーンの実施時期

本通達施行後速やかに、キャンペーンの実施に向けた準備を開始し、実施方針の報道発表により周知・広報を行うとともに、実施方針に基づき12月末までに団体・事業所の訪問等によるキャンペーンを実施すること。

(4) 報告

本キャンペーンの実施結果については、別添の報告様式により12月末までの状況について以下の連絡先宛てに、平成28年1月13日（水）までに

報告すること。なお、報告の内容は省内関係部局へも情報提供を行う予定である旨を申し添える。

4 「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施

本省本部は、今般、緊急対策の取組の一つとして、平成28年1月から3月までの「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」を実施することを決定した。

本キャンペーンについては、「正社員転換・待遇改善キャンペーン」に盛り込まれた対策のうち、一般的な対策は継続的に実施していくことに加え、特に、学卒正社員化等に関する取組を行うこととされている。

「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の詳細は、今後、職業安定局長を主査とする「正社員転換・待遇改善実現チーム」（以下「実現チーム」という。）において検討することとされており、詳細がまとまり次第、通達することとする。

5 「地域プラン（地域計画）（仮称）」の策定及び実施

本省本部は、今般、緊急対策の取組の一つとして、「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の取組状況等を踏まえ、今後5年間の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けた具体的な施策や数値目標を盛り込んだ「正社員転換・待遇改善実現プラン」（以下「本省プラン」という。）を本省本部及び実現チームにおいて、検討の上、平成28年1月に策定し、同年4月から実施していくことを決定した。

また、都道府県本部においても、「地域プラン（地域計画）（仮称）」（以下「地域プラン」という。）を平成28年3月までに策定し、同年4月から実施していくことを決定した。地域プランの策定に当たっては、本省プランの内容等が参考となると考えられるので、本省プランがまとまり次第、通達することとする。

〈連絡先〉

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課（内線 5279）

TEL 03-3595-3352（直通）

総括係 内藤 naitoh-akihiko@mhlw.go.jp

千明 chigira-kazuki@mhlw.go.jp

1. 関係法令の周知徹底

- 今国会で成立した、改正労働者派遣法、若者雇用促進法、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底
- 労働契約法の無期転換ルールやその特例の周知啓発の徹底、パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いの防止等の周知・徹底

2. 正社員転換等に向けた支援①

(1) ハローワークによる正社員就職の実現

- 正社員求人確保に取り組み、正社員就職の実現を加速
- フリーター女性に配慮したキャリア・コンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口の設置

(2) 正社員実現に取り組む事業主等への支援

- 「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」を新たに導入しようとする企業に対するコンサルティングやセミナー等の支援、人材育成の促進
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の促進
- トライアル雇用奨励金によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現

『正社員転換・待遇改善キャンペーン』（平成27年10～12月）（2）

2. 正社員転換等に向けた支援②

(3) 派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

- 派遣先に対する正社員応募機会の提供の義務づけ等必要な法制上の措置
- 派遣先が派遣労働者を正社員雇用する場合の『キャリアアップ助成金』を拡充（1人当たり80万円支給）
- 派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発
- 経過措置期間中の専門26業務で働く派遣労働者の無期転換・正社員化に向けた支援
- 労働契約申込みみなし制度の円滑な施行。経過措置期間中の専門26業務で働く派遣労働者に対する「労働契約申込み義務制度」の適用について周知啓発。

(4) スキルアップ・ステージアップの支援

- 就業経験等に応じた公的職業訓練、地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進
- 子育て女性等に対するマザーズハローワーク事業による就職支援
- 非正規雇用労働者の育児休業中の能力アップに向けたキャリアアップ助成金の活用促進
- 中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度の活用促進

3. 待遇改善に向けた支援①

(1) 働きに見合った処遇改善の推進

- 経済の好循環実現に向け、
 - ・ 処遇改善に向けた「キャリアアップ助成金」の活用促進
 - ・ パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保
 - ・ 最低賃金について幅広い周知を図るとともに、的確な監督指導を行う。また、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための取組を支援。
- 労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進するとともに、雇用保険被保険者資格取得届未提出事業者に対する対策を推進する。

3. 待遇改善に向けた支援②

(2)いきいき働ける職場環境の実現に向けた雇用管理の改善

- 期間雇用者の育児休業取得を促進するため、「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム」を実施
 - ⇒ プランナーが中小企業を訪問し育休復帰支援プランの策定支援を行うとともに、当該プランを策定し代替要員の確保等を行う事業主に対して助成金を支給する（期間雇用の場合10万円の加算）ことにより、期間雇用者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を促進する。
- セクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いが起これない職場環境づくりの推進
 - ⇒ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。
- パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備
 - ⇒ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図るため、「パワハラ対策導入マニュアル」を用いた企業・労使の取組を促進するとともに、啓発用ホームページ等による周知啓発を行う。
- 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施し、表彰企業事例集を作成・活用することでパートタイム労働者の活躍に向けた事業主の取組の底上げを図る。また、一人ひとりの生活に応じた働き方を可能にする「短時間正社員制度」の導入・定着を進める。
- 人材不足分野における雇用管理改善モデルの構築を行うとともに、職場定着支援助成金を通じ、「魅力ある職場づくり」を推進

(報告様式)

「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の状況

都道府県番号		労働局名		記入担当者名	
--------	--	------	--	--------	--

(注) 取り組み案件ごとに記載し、適宜、下方向に行幅拡大・行数追加をする。①は「10/20」のように記入。②は「〇〇協会(事務局長)」のように、訪問先団体・事業所名を記入した上で先方の対応者のうちのトップの者の職名を()で付記。会議形式の場合は参集団体・事業所名を記載。③は訪問(参加)した労働局側のトップの者の職名を記入。随行者は記入不要。④⑤は要約して簡潔に記入。

①実施日	②訪問先	③訪問者	④訪問先への働きかけとその反応の状況	⑤その他聴取した事項など